

東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業事業計画案の撤回を求める
陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第108号

受理年月日 平成22年5月26日

付託年月日 平成22年6月 2日

陳情者
.
.

陳情原文 江戸川区は平成22年5月10日より同年5月24日までの期間、北小岩一丁目東部区画整理事業事業計画案の縦覧を行いました。

私たちが縦覧を行った結果、本事業計画案には以下の点について大きな問題があることが判明しました。

本事業は国（国土交通省）との共同事業であるにもかかわらず、そのような記載はなく、あたかも区が単独で施行するかのような記載で終始しています。5年ほど前から区が開催してきた住民説明会において、本事業がスーパー堤防と一体とした区画整理事業として実施することを繰り返し説明されていたにもかかわらず、今回縦覧に供された本事業計画案にはそのような記載は全くありません。本事業計画案では、まるで本事業がスーパー堤防事業との関係がないかのような記述で、住民を錯誤に陥れる内容となっており、これまでの区側の説明とは程遠い内容となっています。また、スーパー堤防事業を所管する国土交通省との共同事業に関する基本協定がまだ締結されておらず、このような状態で本事業計画案を縦覧に供することは、いまだ事業を進めることが担保されない段階での計画案縦覧であり、このような計画案はたとえ都の審議会において認可されたとしても実施できない計画であり、全く不完全なものであります。

また、本事業計画案の資金計画は、総事業費43億円超に対し、国庫補助金、都補助金および補助金に対する区負担金を除いた34億円超（総事業費に占める比率83%）が区単独費となっていますが、本事業との類似事例である東京都市計画事業平井七丁目北部土地区画整理事業計画書によれば、総事業費35億円超に対し、国（建設省）分担金32億円、区費が3億9,500万円（同11%）となっていて、事業費の負担比率が全く異なっています。これも、国との共同事業に関する基本協定が締結されていないことから生じるものであって、区単独費として支出する費用のどの程度までを国からの補助金で補うことができるかについて、全く触れられていません。このままでは30億円にのぼる貴重な区の財産が無用に費消しかねない状況であり、このような資金計画を認めることはできません。

このように、本事業計画案は手続き面・資金面の両面において、あまりに杜撰なものであり住民に対して縦覧するに値しないものであることから、たとえ都の審議
(裏面に続く)

会において認可されたとしても無効といわざるを得ません。

よって、東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業事業計画案につき下記のとおり陳情します。

記

東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業事業計画案を撤回すること。